

西尾市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に向けた継続的な取り組み～



平成27年7月

西尾市通学路安全対策会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いで発生しました。このような状況を踏まえ、平成24年に市内全小学校区の通学路について、教育委員会、警察、道路管理者による『通学路における交通安全確保に向けた緊急合同点検』を実施し、これまでに必要な安全対策を講じてきました。

今後も引き続き関係機関が連携し、一層効果的な通学路安全対策を図ることを目的として『西尾市通学路交通安全プログラム』を策定しました。本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、安全対策を実施していきます。

2. 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「西尾市通学路安全対策会議」を設置し、これを本プログラムの推進体制とします。

『西尾市通学路安全対策会議』構成メンバー

・道路管理者部局

西尾市建設部土木課（市道道路管理者）

愛知県西三河建設事務所（県道道路管理者）

・交通安全部局

西尾警察署交通課

西尾市危機管理局危機管理課（交通防犯担当）

・教育委員会部局

西尾市教育委員会学校教育課

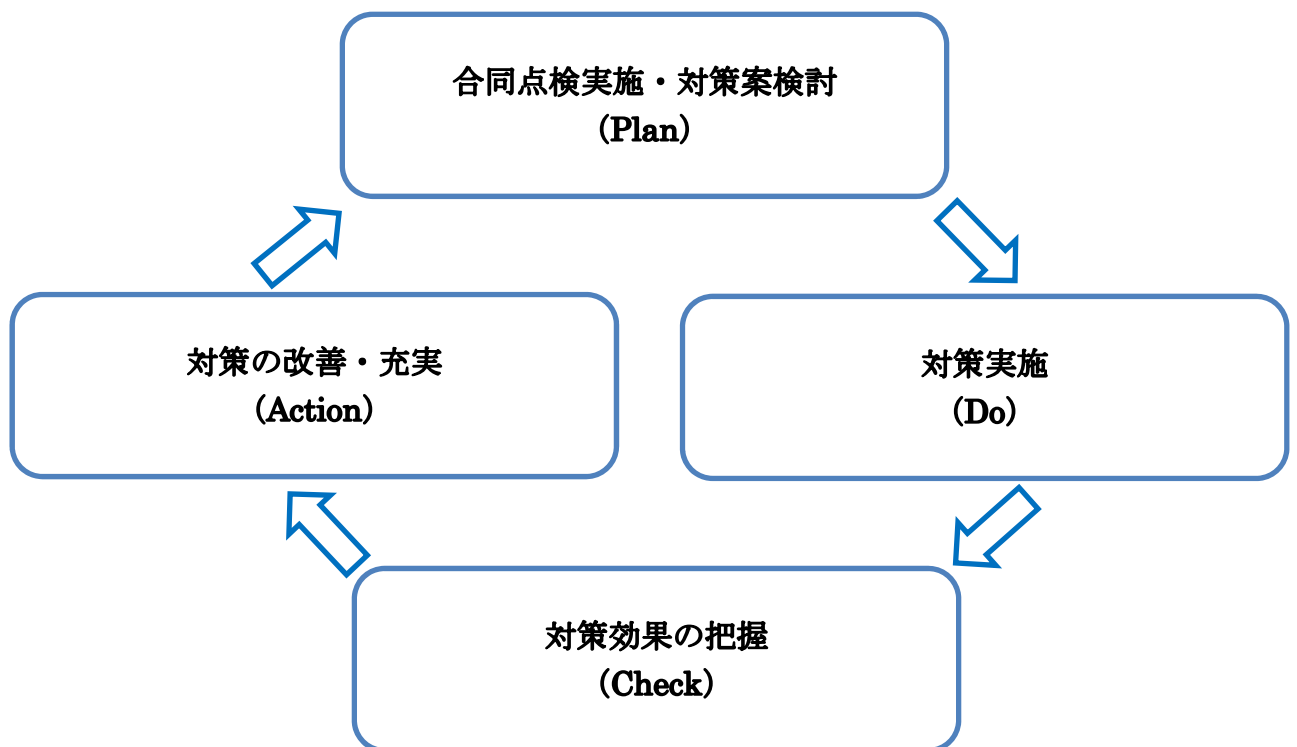
各小学校交通安全担当

3. 取り組み方針

(1) 基本方針

教育委員会、警察、道路管理者の三部局で通学路の安全に関する情報共有を行い、通学路の合同点検を行うなど、連携した効果的な安全対策を図ります。

点検実施・対策案検討（Plan）→対策実施（Do）→効果把握（Check）→改善（Action）をPDCAサイクルとして繰り返し実施します。



(2) 合同点検実施・対策案検討（Plan）

市内の全小学校を5つのグループに分け、5年間で全小学校一巡するように合同点検を行います。点検は対象小学校交通安全担当・教育委員会、警察交通安全担当、道路管理者が合同で行います。効果的かつ迅速、経済的手法となるように対策案を西尾市通学路安全対策会議で検討します。

(3) 対策実施 (Do)

検討された対策は、関係部局が中心となり、対策の実施を推進します。対策の実施にあたっては、危険度、実施効果などから総合的に判断し、優先順位を定め確実に推進するものとします。

(4) 効果把握 (Check)

対策が着実に実施されているか、西尾市通学路安全対策会議において、進捗状況の確認、事業効果の評価を行います。

(5) 改善 (Action)

対策実施後も、西尾市通学路安全対策会議において対策効果を協議し、効果が不十分であれば対策の改善を行います。また、その結果は次なる計画に活用します。

4. 点検のまとめ、対策箇所一覧表の公表

各小学校の合同点検により抽出された対策箇所は、関係者で認識を共有するため、対策箇所一覧表を作成し、ホームページ等で公開します。